# 秩父広域市町村圏組合水道事業「水道だより」広告掲載要領

この要領は、水道事業広告掲載要綱に基づき、広告の掲載に必要な事項を定めたものです。

**①ちちぶ広域 水道だよりの内容について**

●名　　称　　ちちぶ広域水道だより
●規　　格　　タブロイド版 D4（サイズ縦 406mm×横 272mm）、4 ページ
●発 行 部 数　　３９，０００部
●発　行　日　　5 月、8 月、11 月、2 月（1 日発行）の年 4 回（3 か月おきの予定）
●配 布 期 間　　発行日以降
●内　　容　　秩父圏域内の住民に対して、水道事業の経営内容、工事概要等の水道局の情報をきめ細かく提供する。
●配布エリア　　秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町
●配 布 方 法　　各戸配布

**②掲載可能な広告について**

●広告の規格　　縦 65mm×横 84mm　枠数 6 枠　色数 2 色
●広告掲載欄　　「水道だより」の P2・P3 の下 1 段に掲載します。
●掲載料　　1 号広告 1 枠あたり１５，０００円（税込み）
　　2 号広告 2 枠あたり３０，０００円（税込み）
　　3 号広告 3 枠あたり４５，０００円（税込み）
●広告掲載できない業種・内容
・水道料金及び下水道使用料等の滞納がある者
・水道に関する事業者において秩父広域市町村圏組合水道局の指定を受けていない給水装置工事事業者
・秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱に規定するもの
●入稿形態
・広告掲載の原稿は掲載希望者が作成してください。
・広告の原稿は、希望する大きさで作成し提出してください。ただし、指定文字(ロゴマーク)や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。
・広報紙への割付については、水道局が行います。
・完全データにて入稿してください。
●入稿締切日　　ちちぶ広域 水道だよりを発行する 1 ヶ月前
　　入稿前に必ず原稿内容の審査を受け、校正で確認してください。
●その他

納入方法等の諸手続については、秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱に定めがあります。また、担当課から指示がある場合は、それに従ってください。

広告欄の下に次の文章が入ります。

「広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。」

**③申し込み方法及び掲載決定方法**

●申し込み方法

掲載希望者は、下記期日までに申込書と原稿案に次の書類を添付して提出してください。

①商業登記簿謄本又は主務官庁が発行した認可証・許可書の写し。

②会社・団体等の事業内容が分かるもの。（パンフレット等）

③その他、管理者が提出を必要とする書類。

●申込締切日

春号（令和７年　５月１日発行）・・・令和７年　３月中旬

夏号（令和７年　８月１日発行）・・・令和７年　６月中旬

秋号（令和７年１１月１日発行）・・・令和７年　９月中旬

冬号（令和８年　２月１日発行）・・・令和７年１２月中旬

●掲載決定方法

原則、各号において募集し、次の順で掲載を決定する。枠数を超える応募があった場合には、申し込み順で決定。

（１）　年度単位で複数枠の申し込み。枠数が多いものを優先(最大３枠)

（２）　年度単位で単位枠の申し込み。

（３）　複数号で複数枠の申し込み。枠数が多いものを優先(最大３枠)

（４）　複数号で単位枠の申し込み。

（５）　号単位で申し込み。

**⑤広告掲載表示例**　※印刷物はタブロイド版 D4　サイズ縦 406mm×横 272mm

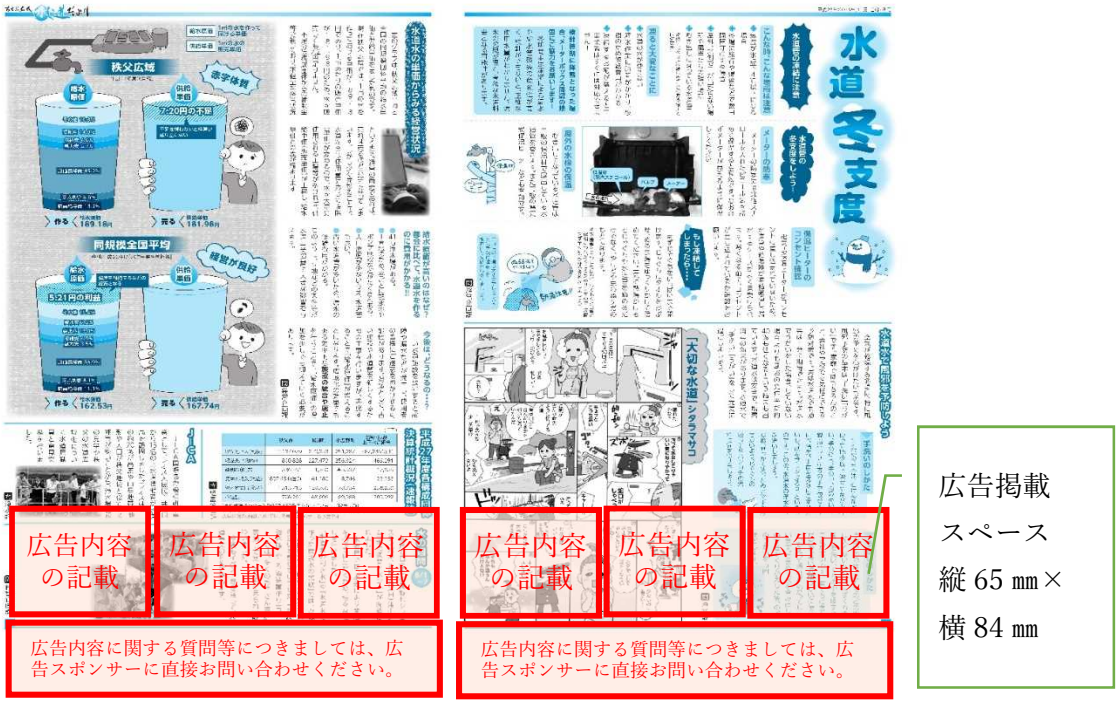

担当課　問い合わせ先
秩父広域市町村圏組合水道局　経営企画課（ちちぶ広域水道お客様センター経由）
電　話：０４９４－２５－５２２１
ＦＡＸ：０４９４－２３－６４４４
E -mail：keieikikaku@union.chichibukouiki.lg.jp